

令和 8 年第 5 回大津町議会文教厚生常任委員会審議記録

議案第 5 3 号 件名 大津町教育支援センター条例の一部を改正する条例 について

(教育部 学校教育課)

意見 説明資料に「近隣自治体の状況」が記載されているが、近隣自治体の状況は関係なく、やるべき改正をしていくべき。

質疑 文部科学省の COCOLO プラン（こころプラン）は令和 5 年に公開されているが、令和 8 年になるまで改正が遅れた理由は何か。

答弁 実態としては、COCOLO プラン（こころプラン）に沿った事業内容を行っていますが、条例上の表現については、違和感があるまま残されておりました。このタイミングで改正することとなり申し訳ございません。

質疑 学校と教育支援センターは、どのように意思疎通などの連携を行っているか。文部科学省の指針には「支援シート」を活用して意思疎通を行うようルールが定められているが、学校の教員によっては自分なりのルールで運用されている方も見受けられるため、きちんとルールに則って運用すべきではないか。

答弁 一人ひとりの児童生徒に「支援シート」を作成しております。

質疑 校内支援センターについても、教育委員会として指針を示していかなければならないが、何か規定はあるのか。

答弁 今後、校内教育支援センターの運営指針についても整備していきます。

質疑 条例上に「適応指導」という文言が残っているうちは、無理やりにでも教室に戻すということを行っていたのか。

答弁 実態としては、COCOLO プラン（こころプラン）に沿った事業内容を行っているので、学校に戻すことだけを目的とした支援は行っていません。

質疑 今回、事業の名称が変わることで、現場において何らかの意識や取り組み方の変化はあるのか。

答弁 これまでも、条例改正後の事業内容の業務を行ってきたところです。今回の改正で、何か取り組み方を変えるということはありません。

質疑 30日以上欠席は「不登校」とされているが、30日未満はどういう扱いになるのか。

答弁 「不登校傾向」という整理をしています。

質疑 学校に行きたくないという気持ちで欠席しているにも関わらず「病欠」としてカウントしていると聞いたことがあり、これは非常に問題ではないか。

答弁 病欠なのか、不登校傾向なのか、明確に切り分けて報告してもらうようにしています。不登校傾向の子を病欠扱いとした件については、学校と保護者の認識に行き違いがあったものと思われます。

質疑 これまでの条例には、教育支援センターの事業内容として「問題行動」のある児童生徒への対応についても盛り込まれていたが、なぜ今回の条例改正で削除したのか。

答弁 これまでも実態として、暴言や暴行などの「問題行動」のある子が教育支援センターに通うということではなく、問題行動のある児童生徒については、まずは「各学校」において対応してきました。条例上は、業務内容が幅広く規定されていまして、問題行動のある子についても業務に含まれる表現となっていました。今回の改正では、実態に合わせて、業務内容を整理しましたので、「問題行動」の部分については削除しました。これまで教育支援センターで行ってきた事業内容と、条例上の文言が合っていなかったため、表現の整理をしたという趣旨です。問題行動については、これまでと同様にまずは学校で対応してまいります。

質疑 不登校の児童生徒は増えてきているにも関わらず、教育支援センターの現在の規模で運営するには限界があるのではないかと。公用車についても

軽自動車が使用されているため、送迎できる人数も限られるのではない
か。

答弁 利用登録している児童生徒が一度に全員、教育支援センターに来る状況
ではないので、現時点では対応できている状況です。

公用車につきましては、送迎のためではなく、主にアウトリーチのために
配車しています。職員が迎えに行き、玄関先や車中で児童生徒の話を聞く
ことで、教育支援センターに出向くきっかけとなることもあるため、アウ
トリーチのための公用車の配車という建て付けとなります。アウトリーチ
のためという趣旨をさらに周知していく必要はあるかと考えています。

質疑 現在の教育支援センターの規模では、将来、対応しきれないという点につ
いては、例えば大津北中学校の校区内にもう一箇所、教育支援センターを
設置してはどうか。

答弁 大津北中校区内でもう一箇所、教育支援センターを設置することも検討
しましたが、適切な場所がなかなか見つからないという課題があります。
また、大津北中学校に在籍する、教育支援センター利用生徒の中には、「自
校の近くは精神的な負担となる」という意見もあります。

意見 自校の近くが負担になるのであれば、両校区に一箇所ずつ設置して、通い
やすい方に通ってもらえばよい。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第54号 件名 大津町介護保険条例の一部を改正する条例について

(健康福祉部 介護保険課)

質疑 当初の介護保険料の通知はいつ頃届いているのか。また、支払い月は毎月
か。

答弁 介護保険料の当初の通知は6月に届けています。
支払方法は、年金から徴収する特別徴収と、納付書等で支払いをする普通

徴収があります。2カ月に1回、偶数月に支払いをお願いしています。

質疑 今回条例改正するに至った対象者について、どのタイミングで事案を把握したのか。

答弁 6月16日に住民より問い合わせがあり、事案を把握したところであり、全国的にも同様のタイミングで発覚しています。

質疑 支払っている人に対しての今後の対応はどうなるのか。

答弁 特別徴収者は令和9年2月徴収での調整が最短かつ最終であり、調整で足りない場合は、個別に還付を行う方針です。
普通徴収者は、10月分での調整が可能であり、調整後の納付書を送付する予定としています。

質疑 全国的に事案が同時多発的に発覚したのか。

答弁 そのとおりです。大津町で事案を把握した直後に県へ問い合わせを行い、県から国へ問い合わせたところ、全国的に同事案について、問い合わせがあるとのことでした。

質疑 システム設定に問題があったのか、運用に問題があったのか。

答弁 システムベンダーは国から示された業務フローに基づきシステム設定をしていますが、業務フローに不備があったことで事案が発生したところ
です。

質疑 今回の条例改正について、国としての見解はどうか。

答弁 国としては、市町村判断で特例減免を行うことが可能という見解が示されました。

質疑 今回の件で保険料を還付する場合、誤納の扱いになるのか。

答弁 今回は職権で免除申請が行われたと見なし、更正を行います。
そのため、過納の取り扱いとなると考えています。

質疑 対象となる住民への通知は行うのか。過納となるのであれば、還付加算金
はつかないのか。

答弁 対象となる住民へは通知を行います。還付加算金については、還付額が少
額であること、期間が短いことから発生しないものと考えています。

質疑 3月の条例改正でこの部分も把握できていれば今回の条例改正は必要な
かったのではないかと。

答弁 3月の条例改正において、想定できる問題について改正を行いました。今
回は3月に改正した特例減免では想定することができなかった問題が生
じたと考えています。

意見 対象者に対しては、真摯に対応していただきたい。

質疑 この事案について把握できていない市町村はないか。

答弁 県より、各市町村へ事案の共有等を行い、把握できていない市町村はない
と考えています。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第56号関連 件名 令和8年度大津町一般会計補正予算（第4号）
について

（ 健康福祉部 福祉課 ）

質疑 重層的支援体制整備事業交付金の充当先である地域子育て支援拠点事業
は、どのような事業なのか。

答弁 子育て支援課が所管する子育て支援センターの運営費になります。国の
基準が増額されたことにより、子育て支援課の歳出も増額しているところ
です。重層的支援体制整備事業交付金は、包括的支援体制として子ども

から高齢者まで一体的に対応する事業に対する交付金であり、歳入では福祉課が所管しているものです。

質疑 ひとり親家庭等医療費助成と重度心身障害者医療費助成のシステム改修について、どのような仕組みになるのか。

答弁 マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）を活用して、各医療費助成の資格情報をオンラインで確認することができるようになり、医療機関窓口で紙の医療費助成受給者証を提示することが不要になるものです。

質疑 受給者は、医療費助成の申請を役場窓口で行わなくてよくなるのか。

答弁 ひとり親家庭等医療費助成と重度心身障害者医療費助成は、県外医療機関を受診した場合など、一部償還払いの申請については、これまで通り役場窓口で申請が必要ですが、県内医療機関においては現物給付を行っており、役場窓口での申請は不要となっています。

質疑 歳入の生活のしづらさなどに関する調査委託金は、どの歳出項目に充てられるのか。

答弁 調査に必要な障害者福祉費の各種統計調査員報酬および消耗品費に充当するものです。

質疑 生活のしづらさなどに関する調査とはどのような調査なのか。

答弁 厚生労働省が5年に1度調査するものであり、町民全員が対象ではなく、国勢調査の調査区を参考に、1調査区が抽出され、大津町では56世帯が対象となっているものです。また、その調査区内でも障がいのある人が対象となっており、限られた範囲における調査となります。

（ 健康福祉部 子育て支援課 ）

質疑 歳入の都市計画債の補正について、国庫補助金が約6千万円の減額となり、起債全体としてどう変わったのか。なぜ当初の起債が減り、別の起債を追加することになったのか。

答弁 子育て支援拠点事業の工事費のうち、令和８年度事業費について、都市構造再編集中支援事業として補助対象経費の２分の１を国庫補助金として申請していましたが、全国からの多数の申請により、国庫補助金の配分調整が行われ、申請額よりも減額での内示となりました。国庫補助金の減少に伴い、町負担分に充てる充当率 90%の公共事業等債が１億 6,970 万円から１億 1,520 万円へ減額となっています。この不足分である約１億 1 千万円の財源を検討し、同じく充当率 90%の公共施設等適正管理推進事業債を新たに活用するため 9,930 万円を計上しています。

質疑 国庫補助金が大きく減額され、町の起債を減らすための事業規模の縮小の検討はされたのか。起債の追加だけで対応してよいのか。

答弁 国の内示額が減額されたことを受け、現在進行している実施設計の中でも必要な部分の精査を行っています。子育て支援拠点に必要な機能は確保する必要がある、事業規模と必要な整備自体は継続して進めていきます。一方で来年度事業もありますので、国へも引き続き財源確保を働きかけていきます。

意見 補助金の減額が大きいと、事業の妥当性を適切に説明できるように整備の方向性について精査を行ってほしい。

質疑 この財源組み替えは今年度事業分のみか。継続費補正が必要ではないか。

答弁 令和８年度の事業費内での財源組み替えです。国の補助事業の対象工事等は、園路改良工事と駐車場再整備工事と認定こども園本体工事に係るものですが、認定こども園本体工事に係る部分のみ継続費として計上してあります。国庫補助金の減額への対応としては、本体工事費に優先的に国庫補助金を充当し、令和８年度事業となる園路改良工事と駐車場再整備工事において減額分の充当調整をする内容で整理しておりますので、継続費の補正は不要としています。

質疑 こどもの数が減っている中で、施設整備自体を見直すべきではという意見もある。その点はどのように考えているか。

答弁 確かに少子化が進む中での事業ですが、公立園は幼児教育・保育の拠点、そして、地域のセーフティネットとして私立園からも求められている役

割や、誰でも利用できる相談・交流の拠点機能を担います。必要な機能を精査した上で整備を進めています。

質疑 私立園においても、以前は地域子育て支援事業を実施していたが、現在は何園行っているか。子育て支援については、私立園で補うことが出来るのではないか。

答弁 現在、私立園には事業を委託していませんが、独自事業として、7園が実施しており、月に1～2回イベントをされています。町の進める子育て支援拠点事業は、私立園では対応が難しい、行政との強い連携を要する、地域のセーフティネットの機能を果たしていくことを目的としています。

質疑 防犯カメラの購入・設置補助について、国の歳入補助が事業者当たり上限5万円に対し、今回は町補助額を高く設定しているが、その理由は何か。

答弁 歳出予算は、認可保育所、認定こども園については補助対象経費を100万円、補助率2分の1で最大50万円の補助とし、小規模保育所と認可外保育所については、補助対象経費を60万円、補助率2分の1で最大30万円の補助とし、国補助に上乗せする形で制度設計しています。歳入予算は、国の補助額は1施設当たり5万円で、3園を想定しています。本来は、性被害防止や日常の安全管理は、各園での職員による見守りが基本となりますが、それを補完するため、そして、今年12月の「こども性暴力防止法」の施行も踏まえ、必要な箇所に設置できるよう、町独自の補助制度として、補助額を高く設定しました。

質疑 国の性被害防止対策の補助を活用すると、10年間この補助を受けることが制限されるが、町の補助ではどう考えているのか。今回限りの補助なのか。恒久的な設備維持や給付費への反映について、どう考えるのか。

答弁 今回の町の補助事業は、今年度のみ事業としています。恒常的な維持管理費や将来の更新費用については、設備維持管理として基本的には園への給付費の中で賄われるべきものと考えています。今後の社会情勢の変化に応じて必要性が生じた場合は、対応を検討いたします。また、今回整備します補助金に関する交付要綱の中で、補助制限や廃園の場合なども含め整理していきます。

意見 性被害防止対策は、国の制度で対応する内容であるため、国の給付費で対応されるよう要望してほしい。

質疑 防犯カメラの運用において、プライバシー保護や閲覧制限などに関するマニュアルはあるのか。

答弁 国からプライバシー保護や運用の留意点が示されたガイドラインが出ており、適正運用がなされるよう私立園に整備を求める必要があります。公立園に関しては「大津町防犯カメラの適正な設置及び運用に関する規則」に基づくことになります。

質疑 検証用としての閲覧ルールや、映像の保存期間などはどうなっているか。

答弁 映像の保存期間については、町の規則では1カ月となっています。またプライバシー保護も大事な事でありまして、性被害防止と保育士等職員の保護の両面を考慮し、適切な運用管理を進めていきます。

質疑 不適切な運用があった場合はどうするのか。

答弁 不適切な運用はあってはならないため、園長会議等で説明を行い、ガイドラインに基づき運用規定を作っていただくとともに、町としても監査等を通じて運用状況を確認・指導していきます。

意見 防犯カメラの設置は、記録される側である園児・保護者・職員が嫌な思いをしないよう、十分な議論と配慮が必要である。ただ設置するだけでなく適正に活用される形にしてほしい。

質疑 予算計上されている公立の大津保育園・陣内幼稚園での具体的な設置箇所と台数はどうなっているか。屋外の不審者対策も含まれるのか。

答弁 大津保育園では、事務所から直接見えない部屋である増設棟や乳児室、倉庫、また全体を見渡せる箇所に計5台程度の設置を計画しています。また、陣内幼稚園でも同様に事務所から死角となる室内に計4台程度の設置を計画しています。なお、屋外（不審者対策）については既存の設備で対応します。

（ 健康福祉部 介護保険課 ）

質疑 令和 8 年度大津町一般会計補正予算書 24 ページの繰出金は一般会計から特別会計へ支出されており、同じく補正予算書 16 ページの繰入金については、特別会計から一般会計へ戻ってくるお金となっているが、出入りについて説明いただきたい。

答弁 それぞれに財源があるためですが、例えば補正予算書 24 ページの 63 万円については、一般会計内での包括支援センター予算であり、賄っている財源は国、県、町の公費負担と介護保険料を繰り入れている形です。以前、包括支援センターは介護保険特別会計内で事業を行っていましたが、本町が重層的支援体制整備事業に取り組みはじめた令和 4 年度から、その一翼を担っている包括支援センターの事業費は一般会計で取り扱っています。介護保険料も投入して行う事業であるため、必要な事業費については特別会計から支出を行い、決算を行い、充当していた保険料で余剰があれば特別会計へ戻すという仕組みです。

（ 健康福祉部 健康保険課 ）

質疑 なし

（ 教育部 学校教育課 学校給食センター ）

質疑 なし

（ 教育部 教育施設課 ）

質疑 公共施設整備基金と学校教育施設整備基金について、棲み分けの基準はあるのか。これまでは、公共施設整備基金の中に学校施設整備も含まれていたが、どのような要望をしたのか。

答弁 棲み分けの基準はありませんが、個別施設計画に基づき、今後計画されている学校施設の改修や改築に備えるため、基金積み立てが必要であることを財政課に要望しています。

質疑 基金への積み立ては、定期預金と普通預金のどちらにするか決定しているのか。

答弁 財政課及び会計課と協議しますが、教育施設課としては、利息を考慮して定期預金を想定しています。

質疑 今後も、学校教育施設整備基金への積み立てを継続するのか。

答弁 他の基金との調整もありますので、財政課と協議していきます。

意見 多く積み立てられるように、要望していくことが大切だと考えます。

質疑 今回、学校教育施設整備基金に積み立てることで、基金の総額はいくらになるのか。また、基金の財源はどうなっているのか。

答弁 令和7年度末の学校教育施設整備基金現在高 3,170 円に、2 億円を積み立てることになります。また、学校教育施設整備基金へは、財政調整基金から一般会計に繰入れを行い積み立てます。

質疑 近年、建設費が高騰しているので、積立てるのではなく、少しでも安価な時期に、早めに学校施設を建替えた方が良いのではないのか。

答弁 基本的に、公共施設は 80 年間使用することを前提としています。20 年ごとに大規模改修を実施し、長寿命化する方が効率的だと考えています。

（ 教育部 生涯学習課 ）

質疑 地域コミュニティ施設の補助について、なぜこのタイミングとなったのか。また、平成 28 年熊本地震の復興基金は活用できないのか。

答弁 地域コミュニティ施設の補助は、内牧区にある岩戸神社の復旧について補助するものです。岩戸溪谷の遊歩道の復旧、区の負担の関係もあり、今のタイミングとなりました。財源は、熊本地震大津町復興基金を活用することで財政課とも協議をし、今回の補正予算において財政課で歳入予算を組んでいます。

質疑 今後、岩戸神社は地元としてはどのように使用する予定か。10 年期間が開いているからコミュニティ施設としての機能を失っているのではないのか。

答弁 10 年前は区で集まり区の行事を行っていることを聞いています。今後も区の行事等を継続していけるように復旧していきます。

質疑 おおづ図書館において、コウモリの侵入口を閉塞するだけであれば、衛生上の課題が残るのではないかと。

答弁 コウモリの侵入口を閉塞する前に、当該箇所の洗浄・消毒・忌避剤の塗布を行うこととしています。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

**議案第 57 号 件名 令和 8 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号) について**

(健康福祉部 健康保険課)

質疑 繰越金は、保険税の引き上げ前からの推移はどれくらいか。

答弁 令和 5 年度に基金 3,500 万円を取り崩し、令和 6 年度への繰越金が約 4,000 万円となりました。令和 6 年度には、保険税の引き上げと併せて、赤字見込みにより法定外繰入として 1 億円を繰り入れました。その結果、約 6,000 万円を執行せずに済み、令和 7 年度への繰越金は約 1 億円となりました。

質疑 令和 8 年度への繰越金が 1 億 1,247 万円あるが、今後、繰越金が増えていく見込みはあるのか。

答弁 令和 7 年度の決算では、単年度収支が約 900 万円の黒字となりましたが、令和 9 年度には、県納付金の算定方法の改定や診療報酬の引き上げ等により支出額の増加が見込まれることから、財政状況は厳しくなると予想しています。

質疑 現在の繰越額では、保険税の再度の引き上げが見込まれるということか。

答弁 現在の保険税率がいつまで担保できるか、という明確な期間はお示しできませんが、令和 9 年度の県納付金が決定すれば、令和 10 年度以降の収

支を想定することができます。令和7年度が黒字であったことから、場合によっては、保険税を引き上げるだけでなく、引き下げる可能性もある状況です。

質疑 物価高により家計の負担が増えている中で、子育て世帯や低所得世帯への減免などは可能性があるのか。

答弁 減免には、既存の低所得者に対する減免や、地震の被災者に対して適用するものがあります。個別の減免ではなく、保険税自体を引き下げることとも考えられます。

意見 保険税を引き上げた当時は、引き上げた後でも毎年1億円程度の赤字が見込まれるとの説明があり、一般会計からの法定外繰入により対応する主旨で議決されたものと記憶している。しかし、実際には法定外繰入も不要となり、黒字となっていることから、当時の主旨と現在の状況には大きな相違がある。その違いに関して、整理したうえで説明する機会を設けてほしい。

答弁 当時の見込みと現在の状況との違いについて検証し、整理した上で、説明させていただきます。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第59号 件名 令和8年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

（健康福祉部 介護保険課）

質疑 議案第54号の条例改正で説明のあった保険料については今回補正を行っているのか。

答弁 既存保険料の予算内で対応できるため、補正は行っていません。

質疑 介護認定支援システムは、メリットがどのくらいあるのか。

答 弁 国において介護情報基盤プラットフォームに取り組んでおり、医療情報基盤と介護情報基盤を整備するものです。今回は要介護認定情報について介護保険者（町）が要介護認定システムを連携することで利用者等の負担を減らす目的があります。例えば、介護認定においては主治医の意見書が必要となっており、現在は、紙でやりとりを行っていますが、今後はデータを送受信することで手間を減らし、事務を簡素化することが可能となります。

また、ケアマネージャーや申請者家族にとって介護認定を申請してからの進捗を把握する際も、現在は電話等での問い合わせが必要ですが、申請者等はマイナポータルから閲覧が可能となり、介護事業所は情報サイトから本人同意のもと確認することが可能となります。

質 疑 介護認定申請者の同意については、現在と運用に違いが出てくるのか。

答 弁 現在も介護認定を申請する際に、同意をいただいています。意思表示が難しい人については、家族同意のものと申請も本人同意として取扱いをしています。申請書中に同意欄を設け、本人または家族等の代筆により記入をしていただいているため、今後も同様の運用を行います。

質 疑 広域連合との調整は常時行っているのか。

答 弁 認定審査会を広域連合が行っており、審査会情報の連携等は現時点でも行っているところです。

質 疑 10 ページ介護給付費準備積立金の3千万円はどこからのお金か。

答 弁 令和7年度予算の決算を行い、歳入から歳出を差し引いた繰越金から国、県、支払基金や町への返還を行うことで、純粋な保険料の残額が残るため、そこから積み立てる金額と令和8年度へ繰り越す金額を考え、積立を行っています。令和7年度の決算の結果、3千万円を積み立てることとしました。

討 論 なし

採 決 全員賛成で可決

議案第 60 号 件名 令和 8 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号) について

(健康福祉部 健康保険課)

質疑 繰越金が当初予算より低くなった要因はあるのか。

答弁 後期高齢者医療特別会計の繰越金は、主に出納閉鎖期間の 4 月と 5 月に徴収した保険料であり、繰越後、熊本県後期高齢者医療広域連合に支払うものとなります。当初予算では例年の見込みから繰越金を 100 万円としていましたが、徴収額の実績が約 94 万円となったため、減額補正となりました。

質疑 後期高齢者医療制度への切り替えは、いつ時点となるのか。

答弁 保険の資格は、75 歳の誕生日から後期高齢者医療制度に切り替わりますが、保険料は月末時点で加入している医療保険に賦課されます。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

認定第 1 号関連 件名 令和 7 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて

(健康福祉部 福祉課)

質疑 「令和 6 年度住民税非課税世帯給付金（繰越明許）」は、令和 6 年度で給付が完了しなかったため令和 7 年度へ繰り越したもののなのか。

答弁 令和 7 年 1 月（令和 6 年度）に予算化及び制度ができ、令和 7 年 3 月に、プッシュ型で給付が確定している申請者へ交付し、以降、令和 7 年度に繰り越しを行い、（令和 7 年）7 月末までを期限に申請を受けて給付を実施しました。

質疑 「障害福祉サービス等システム改修業務委託」について、就労支援が新しく始まったことによるものであるが、その成果はどうか。

答弁 障害福祉サービス等システム改修は、令和 7 年 10 月から開始される「就労選択支援」をシステムに追加するために実施したものです。菊池圏域には、令和 7 年度中の事業所設立は 2 箇所あり、大津町の利用実績はありませんでした。一方で、障がい福祉サービスの就労支援としては、「就労移行支援」、「就労継続支援 A 型及び B 型」を従来から実施しており、令和 7 年度中に一般就労へ繋がった人は 6 人でした。

質疑 就労選択支援について、令和 7 年度の導入時の説明では、新規事業所やサービス利用が見込まれるとのことであったが、実際は利用実績がない状況である。サービス内容や仕組みが事業所側にも浸透しておらず、見込どおりにならなかったのではないかと。

答弁 就労選択支援は、本人の就労選択について短期間で支援するものであり、サービスを開始される事業所は、「就労移行支援」や「就労継続支援 A 型及び B 型」を既に実施されている事業所が主になっているところです。一定の効果が期待されるサービスとして各事業所も把握されていますが、令和 7 年度の新規事業所数が 2 箇所である状況を踏まえると、各事業所において短期間で就労選択を支援するという支援内容について模索されている状況と考えています。令和 7 年 10 月に就労選択支援が創設されたため、令和 7 年度は半年間で新規事業所数は 2 箇所でしたが、サービスの効果などを踏まえると、今後も新規事業所は増えるのではないかと考えています。

質疑 「軟骨伝導イヤホン」の導入により、利用者からの意見はどうか。

答弁 窓口で利用された方からは、補聴器と違い軟骨伝導の仕組みで聴こえ方に違いもあり、聞こえやすかったとのご意見がありました。

質疑 「地域生活支援事業国庫補助金」について、補助率 2 分の 1 を割って交付されていると説明があったが、実際の補助率と補助割れの要因は何か。

答弁 実際の補助率は、4 分の 1 程度となりました。地域生活支援事業は、法に基づく市町村事業であり、各市町村の要望額に対して、国予算が不足した

ことが要因と思われます。

質疑 「ひとり親家庭等医療費助成手数料」は、当初予算 136 万円に対し、16 万円の実績であったが、なぜ大幅に減少したのか。

答弁 手数料は、国保連合会などの医療費助成を取りまとめる審査機関へ支払うものですが、本町は令和 6 年 11 月に現物給付を開始しましたが、現物給付を導入する市町村が増えることで手数料は低減する仕組みとなっています。当初予算においては、導入する市町村が少なかった時点での積算でしたが、熊本市が新たに導入したことにより、結果として手数料が低減されたものです。

質疑 「災害ボランティアバス」について、実績がない理由と町が費用を負担してボランティアバスを借りて社会福祉協議会が使用することに対する仕組みはどうなっているのか。

答弁 社会福祉協議会と協定を締結しており、その中で運用する仕組みとしています。実績がなかった理由は、ボランティアのニーズがなかったためです。

質疑 「令和 6 年度非課税世帯給付金」について、不用額が約 4 千万円と大きくなっているが、不用額が大きくなっている理由を説明してほしい。当時の全協説明では、令和 5 年度・6 年度に実施した非課税対象世帯にはプッシュ式で給付し、新たに必要となる世帯数を加えて計上されたものであるが、プッシュ式で給付した世帯数は元々把握できていた数であり、なぜ結果的に不用額が大きくなるほどギャップが生じたのか。

答弁 「令和 6 年度非課税世帯給付金」について、対象世帯数は当初 4,200 世帯を見込んで積算していましたが、その内訳として、非課税世帯は 3,500 世帯、外国人を含む非課税の転入世帯が 500 世帯、また、国の QA で、基準日以降、申告で非課税となる世帯が 100 世帯、基準日時点で離婚協議中や離婚をしたひとり親世帯 40 世帯を見込んで合計 4,200 世帯で積算しています。

実績として、3,232 世帯の支給で、対象者が 3,560 世帯でしたので、支給実績は 90.8%となります。

転入者 563 世帯や、新たに非課税となった方 108 世帯については、積算

時の見込みと大きな乖離はありませんでした。一方で、基礎となる非課税対象者については、積算時に約 3,500 世帯と見込んでおりましたが、実際の対象者は約 3,000 世帯であり、ここで見込みと実績に差が生じたものです。

結果として、約 4,000 万円の不用額が生じており、対象者数の見込みが結果的に過大であったものと認識しております。

今後の予算計上に当たりましては、過去の実績だけでなく、直近の課税状況や対象者数の推移などをより精査し、実態に即した積算と適切な予算計上に努めたいと考えています。

質疑 非課税世帯の転入が 500 世帯程度あったということか。

答弁 転入者の内訳として、国外からの転入が 288 世帯、町外からの転入が 275 世帯です。

質疑 避難行動要支援者の同意者とは何か。

答弁 町が把握する避難行動要支援者に対して、要配慮情報を地域に提供することに同意されている人です。

質疑 避難行動要支援者の対象となる高齢者はどのような人か。

答弁 高齢者は、75 歳以上の一人暮らしの人及び 75 歳以上のみの世帯が対象です。そのほか、要介護 3 以上や重度の障がいのある人などが対象です。

質疑 避難行動要支援者の同意者数割合が昨年度は減少しており、広報周知などを行っていくと説明があったが、同意者数割合を増やすためにどのような取り組みを行ったのか。

答弁 同意者数が減少している背景として、対象者数が年々増加していることも要因となっています。同意者数を増やす取り組みとしては、本年 11 月の広報に掲載する予定のほか、令和 8 年度は 3 年に 1 回の更新のため、改めて対象者全員に通知を行う予定であり、より分かりやすい記載内容にするところです。また、ケアマネージャー等の支援者の協力を得ながら同意者数を増やしていくことも考えています。

意見 災害はいつ発生するか分からない状況であり、避難行動要支援者名簿は、行政区嘱託員や民生委員は同意されている人しか把握できない。不同意の人は町しか把握できないため、災害時には、不同意でも避難誘導が必要な人がおられるものの、地域が把握できていないと対応できない。そのため、同意者数を増やす取り組みを実施してほしい。

質疑 地域福祉の充実に対する満足度が目標 40%に対して実績が 18%となっており、なぜ低いのか。地域福祉推進員が欠員の行政区はどのくらいあるのか。

答弁 満足度は低い状況です。地域福祉推進員と協力して地域福祉の充実を進めていくところですが、地域福祉推進員については、なり手が少ないこともあり、令和 7 年度末では 41 行政区 66 人となっています。地域福祉推進に重要な役割を担われていますので、今後も社会福祉協議会と共に地域に働きかけを行いながら進めていきたいと考えています。

質疑 民生委員も同様に欠員が出ている行政区はあるのか。

答弁 定数 58 人に対して 5 人（5 地区）が欠員となっています。行政区嘱託員を通じて推薦してもらっていますが、民生委員の業務負担が大きいと感じられていることや、働く現役世代の年齢層が高くなっていることもあり、全国的にもなり手不足が深刻になっているところです。引き続き行政区嘱託員と協力しながら民生委員に対する理解を深め、更に民生委員の負担軽減に努めていくところです。

（ 健康福祉部 子育て支援課 ）

質疑 歳入の国庫補助金、「子ども・子育て支援交付金」は、何年度から交付されているか。

答弁 子ども・子育て支援交付金は、平成 24 年に制定された子ども・子育て支援法に基づき、同法に規定される地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるための交付金として、平成 27 年度から交付されています。

質疑 主要な施策の成果において、子育て世帯訪問支援事業での利用世帯数について、目標値 4 世帯に対し、実績が 1 件にとどまっているのはなぜか。

答弁 育児に不安を抱える世帯に対し、家事・育児を一緒に行い養育環境を整える事業として令和7年度から開始した事業です。初年度は4世帯を見込んでいましたが、様々なケースにおいて関係機関と協議し、本事業の利用が必要と判断され、利用されたのが1世帯でした。

質疑 子育て世帯訪問支援事業に該当するケースは1件にとどまらないと思う。事業対象を検討するにあたり、虐待等の相談は何件あっているのか。今後対象ケースが増えた場合、委託先の職員のマンパワーや訪問対応体制は足りているのか。

答弁 虐待・ハイリスク事案ですが、令和7年度の新規相談件数は124件、虐待対応件数は108件です。内容は身体的・心理的虐待、ネグレクトなどになります。委託先事業者には10名程所属しており、件数が増えた場合も対応可能とされています。ただ、対象となる子どもや保護者の事情に応じて、必要となるサービス利用につなげており、そのうち子育て世帯訪問支援事業の利用は1件という結果でした。

質疑 私立園へのおむつ処理費用の補助事業が令和7年度で終了したが、その後、保育園でのおむつの処理費用は保護者から徴収しているのか、それとも園の費用で賄っているのか。

答弁 現在は各園が費用負担して処理を行っています。

質疑 子育て応援団事業について、事業の進捗や応募状況はどうか。

答弁 町広報誌、町ホームページへの掲載に加え、町商工会等を通じて商工会会員事業者に対し募集の周知を行いました。現時点では応募がない状況です。

質疑 本事業の予算措置時に、過去に実施したオーエンズの取り組みの検証を行い事業を計画するべきと指摘し、検証を行い計画するとの答弁があったが、検証の結果今回の事業へどのように反映されたか。

答弁 過去の取り組みの状況を踏まえ、事業者にとって過度な負担とならないよう簡易な協力内容で応募できる制度設計を検討しましたが、結果として応募には繋がらなかったため、今後は店舗等へ直接訪問して掲載の承

諾を得るなど、アプローチを強化したいと考えています。

意見 過去にオーエンズの取り組みを行っていた時は子どもが増加していた時期であり、子育て支援の取り組みが町の機運として盛り上がっていたが、現在は子どもが減り状況が変化している。そういった中で町民及び事業者の心に届く事業になっているのか、内容ややり方を根本から考え直すことも検討してほしい。

質疑 障がい児保育について、昨年も質疑したが保育所等で障がい児が朝登園し、すぐに療育に行かされ保育を受けていない、また一般の保育に入れず行事への参加を遠慮させられたりする事例があると聞いているが、その後の状況はどうか。

答弁 昨年度に各園へアンケートを実施し現状を確認しています。一斉保育で他の園児と同じ行動をとることが難しい場合、加配職員が個別対応することで別行動になる場面があり、その意図や理由について保護者との共通理解が不十分で、ご懸念やご意見につながるケースがあると聞いています。こどもにとって最善の保育とは何かを保護者・保育士・子どもで共通理解を図りながら対応していくよう、各園に要請していきます。

意見 園側の主張だけで納得せず、現場と保護者の意識の間にあるギャップまで踏込んで検証・対応してもらいたい。

質疑 ファミリー・サポート・センター事業について、実績としてはそれなりの数値となっているが、目標値に対しての乖離があり、制度周知が課題として挙げられている。目標値を達成するため、どのように認知度を高めようとしているのか。

答弁 待機児童が多く生じていた時期は、ファミリー・サポート・センターの利用も多かったものの、近年は待機児童の解消等により利用が落ち着いています。毎年新しく保護者になる方がいるため継続した周知が重要と考えており、乳幼児の訪問・健診、子育て支援センターでの案内のほか、広報紙や母子手帳アプリ、ホームページ等を活用して制度の認知度向上を図っていきます。

意見 保護者が安心して子育てを行うことができるよう、周知徹底をお願いします

る。

（ 健康福祉部 子育て支援課 大津保育園 ）

質疑 室小学校は多国籍化しているということであるが、大津保育園も入園式などに参加すると、多国籍の園児、保護者が増えていることを感じる。園として、コミュニケーションの工夫が必要であるとのことだが、どのような工夫や改善をしているのか。

答弁 翻訳機を使用したり、職員は「やさしい日本語」の研修を受け、おたより作成に活用したりしています。口頭で伝える場合は、実物を準備し、見てもらうことで理解いただけるように工夫しています。

質疑 日本に来て、何年も経ってない人も多いただろうから、コミュニケーションに苦労されているのではないかと。慣れてこられると取りやすいと思う。これから外国籍の子どもたちが増えてくると思うが、園として便利だと思う資機材はないのか。翻訳機は今のままで十分なのか。

答弁 翻訳機は十分ですが、使いこなすことが難しいです。また、アプリ配信を行っていますが、保護者が言語を選択することができます。

質疑 大津町にも、日本語が話せる外国籍の方はいるが、重要な場面でそういう方が行う通訳を依頼できる人はいないのか。中国語の通訳等はおられるかどうか。

答弁 ネパール語等、個別の言語になると、依頼できる通訳はおりません。

意見 国際交流会館には、たくさんボランティアの方がおられる。必要なことは国際交流会館のボランティアの方に聞いて対応してほしい。保育園は大変だと思うので、活用してほしい。

質疑 外国籍の子どもへの対応について、学校との交流や連携は行わないのか。

答弁 室小学校との交流についてですが、今年教育の日に室小学校に、授業を見に行きました。年長組の保護者も来られていました。授業を参観されたことで、安心されていたので、学校との連携も大切にしていきたいと思います。

意見 外国の方が、病気をした時にどこへ行けばいいか、どう話していいかわからず困ったと話をされていた。町に相談しながら、国際交流会館もぜひ活用してほしい。

質疑 障害児保育事業だが、対象児が増えているという数字が出ている。課題にあるように、就学に向けて保護者の受容が難しいという意味でよろしいか。

答弁 そのとおりです。保護者の受容が難しい場合は、相談支援事業所や療育事業所を交えて、会議を行っています。

質疑 外国籍の保護者で、母国語以外は話せないという人はいるのか。状況を教えてほしい。

答弁 両親のうちいずれかが、日本語を話せます。ただし、理解されているかはわからないところもあります。

質疑 現場の困り感は何か。その場で英語を話せる人がいればいいと思うことはあるか。

答弁 英語だけではなく、ネパールやベトナム等の通訳者がいればいいと思います。英語が伝わる方もいれば、伝わらない方もいます。

質疑 児童福祉費負担金の一時保育、延長保育、休日保育の利用者負担金とあるが、利用者数をそれぞれ教えてほしい。

答弁 それぞれ延べ人数ですが、一時保育が 29 人、延長保育が 271 人、休日保育が 38 人となっています。

（ 健康福祉部 子育て支援課 陣内幼稚園 ）

質疑刈払い機の燃料代は燃料費予算から購入しているとの説明だが、緑地等管理作業委託には入らないのか。

答弁 緑地等管理作業委託は、公益社団法人熊本県シルバー人材センター連合会への委託で、人件費です。作業で使用する道具や燃料は、園で準備して

います。保護者による除草作業が年に1回ありますが、その時にも燃料費予算から購入し、使用しています。

質疑 授業目的公衆送信使用料とあるが、どのような内容なのか。

答弁 運動会や発表会の時に使用する音楽の使用料です。

質疑 新入園児や在園児の保護者は、公立保育等再編方針の内容に納得されているのか。幼稚園がいいということで入園されていると思うが、公立園統合の説明は行っているのか。不安を持っている保護者はいないのか。

答弁 園見学に来られた際、その都度説明をしています。不安に思っている保護者はいません。

質疑 公立園の統合前に、幼稚園児と保育園児が交流する予定はあるのか。円滑に統合していけるのではないのか。今後取り組む予定はあるか。

答弁 今年10月の動物園バス旅行は、大津保育園の園児と一緒に行く予定です。その他にも交流ができればと園でも検討しています。

意見 交流をすると、子どもたちの不安はなくなってくると思うので、両園で交流を計画し、実施してほしい。

質疑 普通旅費の内容について教えてほしい。

答弁 バス旅行等での引率職員の旅費です。

質疑 幼稚園副食費利用者負担金が1人当たりいくらになるのか教えてほしい。

答弁 1人1食あたり206円です。

質疑 九州国公立幼稚園・こども園会研究大会長崎大会旅費も普通旅費か。

答弁 特別旅費です。

(健康福祉部 介護保険課)

質疑 楽善ふれあいプラザの指定管理者について、指定管理者となるべき法人が限定されているため、個別設置条例に規定しなければならないが、規定はしているか。

答弁 これから検討していきます。

質疑 地域介護・福祉空間整備等施設整備計画補助金を活用し、2つの施設が非常用発電機を整備しているが、この非常用発電機は災害時に町も使用できるものなのか。また、この2つの施設は町の福祉避難所か。

答弁 この2つの施設については、高齢者が居住する施設であるため、災害時においても入居者の方の健康と安全を守り、介護サービスを継続することができるよう整備したものです。また、今回の施設は、福祉避難所としても協定は結んでいません。

質疑 民生費国庫負担金にある介護保険低所得者保険料軽減負担金について、詳しく説明してほしい。

答弁 介護保険低所得者保険料軽減負担金は、低所得者の介護保険料の負担を軽減するための制度です。大津町では、本人の所得や世帯の課税状況に応じて介護保険料を第1段階から第13段階まで設定しており、そのうち第1～第3段階の保険料を、消費税増収分を財源としてさらに軽減しています。軽減による保険料収入の減収分については、国・県・町が負担し、国・県からの負担金を一般会計で受け入れ、町負担分と合わせて介護保険特別会計へ繰り出しています。

（ 健康福祉部 健康保険課 ）

質疑 予防接種事故対策事業はどの予防接種を受け、どのような症状が出ており、対象は何名いるのか。

答弁 平成11年度に日本脳炎の予防接種を受け、下半身に麻痺が残っている方1名です。

質疑 予防接種事故対策事業費負担金の国、県、町の負担割合はそれぞれの程度か。

答弁 負担割合は、国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 となっています。

質疑 健康ポイント事業について、昨年度のアプリ登録者数は約 2,300 人であったが、登録者数について、事業を通じて成果があったのか。

答弁 健康ポイントアプリの登録者数は令和 8 年 7 月末時点で約 2,900 人となっており、一定程度の増加が見られています。

質疑 昨年度より開始したトレーニングジム個別指導について、若年層を対象にモデル事業として実施すると聞いていたが、どのような成果があったのか。

答弁 トレーニングジム個別指導については、国保加入者を優先して 10 名を対象としました。申込みが多数あったため、抽選により参加者を決定しています。

参加者のうち 2 名が途中で中止となりましたが、残り 8 名については、一定程度の筋力の増加が見られ、インボディ測定等による評価も行っています。また、事業終了後も継続して運動に取り組んでいるとの報告を受けています。

質疑 備品購入費について、繰越となった理由は何か。

答弁 企業版ふるさと納税を財源として、令和 8 年 3 月議会にて了承いただいた分で、入札等による調達手続きに日数を要したため繰越を行ったものです。

健康測定機器として、野菜摂取度測定器と血管年齢測定器を購入しています。

質疑 MR ワクチン（1 期）の接種率は例年 9 割程度で推移しているのか。

答弁 例年、おおむね 9 割前後で推移しています。転入・転出の時期の関係もあり、100%とすることは難しい状況ですが、転入者に対しても案内を行っています。

意見 アレルギー等により接種が困難な方もいると思うが、麻しんなどの流行を防ぐためにも、できるだけ 100%に近づけるよう接種勧奨に努めている

ただきたい。

質疑 こども医療費は、適正受診の啓発を引き続き実施していくとの説明があったが、具体的にどのような啓発を行うのか。

答弁 令和7年度は、広報誌にクイズ形式での啓発記事を掲載し、保護者だけでなく、子どもにも興味を持ってもらうような広報を実施しました。また、町ホームページに子ども医療相談「#8000」を掲載しており、夜間や休日など、医療機関に行けなくても子どもの急な初期症状について相談ができる窓口があることを今後周知していきたいと考えています。

質疑 インフルエンザの予防接種について、感染症の流行状況を踏まえ、前倒しすることは考えているのか。

答弁 例年10月からの開始としており、今年度も10月からの接種に向けて準備を進めています。契約等の関係もあるため、現時点で前倒しして実施することは難しい状況です。

（ 教育部 学校教育課 ）

質疑 研究指定校補助金はどの小学校を指定しているのか、内容について説明してほしい。

答弁 小学校5校を指定して、2年間にわたり、学校が設定したテーマに沿って研究していただいています。1年目は10万円、2年目は20万円の補助金となっています。令和7年度は、1年目の研究指定校として、護川小、室小、大津東小を、2年目として、大津南小、大津北小を指定しています。

質疑 就学援助制度について、制度説明をしてほしい。

答弁 経済的に困窮する世帯へ、学校で使用する学用品や、修学旅行にかかる経費等を支援する制度です。対象者は、年々増えている印象です。

質疑 学力調査の結果について、公表しているか。

答弁 学力調査については、町独自に行っているものと、全国で行っているものとがあり、全国で行っている学力調査の結果については、ホームページ上

で公表します。これまでも学力調査の結果については、公表していましたが、過去の結果については、ホームページ上で削除されていたので、今年の１０月に、ホームページに掲載する際には、過去の分も合わせて公表する予定です。

質疑 学習支援指導員を学校に配置して、学習支援をしていると思うが、各校に十分に配置されているのか。

答弁 現在１６名の学習支援指導員を配置しています。大規模校には２名、他は１名ずつ配置しています。また、複式学級を有する学校には追加で１名を配置しています。人員については充足しているという認識です。また、AIドリルの活用などの学習教材の活用等によっても、学力向上に繋がっていきたいと考えています。

質疑 事務局費での会計年度任用職員と、小学校費での会計年度任用職員では、何か性質が違うのか。

答弁 事務局費の会計年度任用職員は、学習支援指導員、学校支援員等の学校に配置しているサポート要員のほか、教育指導員、フッ化物洗口補助員など学校教育課に配属している会計年度任用職員もいます。小中学校費で計上している会計年度任用職員は、学校図書室の司書、校務員、外国語指導助手などの学校配属の職員です。

質疑 事務局費の使用料及び賃借料は２０パーセント近くと、不用額が多いが、この理由は何か。

答弁 事務局費などの予算は、学校教育課と教育施設課とが分離する前のままの予算枠となっているため、使用料及び賃借料の不用額の分については、教育施設課の事業のものになります。学校教育課の不用額については、ほとんど出ていない状況です。

質疑 大津北中学校のスクールバスはあまり生徒が乗っていないが、スクールバスのニーズ把握の調査をすることとなっていたはずである。その結果について、教えてほしい。

答弁 ニーズ把握のための調査は未だ行えておりません。申し訳ございません。

現在、大津北中学校におけるスクールバスの利用者は20名程度となっています。

意見 スクールバスについては、起伏の激しい道路で自転車での通学が困難な学生に対象者を広げて運行すべき。改めて、スクールバスのニーズ調査を行ってほしい。

質疑 日本語指導業務委託については、3月補正で大幅に減額している。この理由は何か。

答弁 日本語指導業務委託については、週1回、2時間程度の日本語指導を行ってもらっており、予算上は14名分を計上しています。夏休み期間中などの長期帰省をされる児童生徒がいる場合は、日本語指導が中断しますし、常に日本語指導を要する児童生徒全員が利用している訳ではないので、年度末に予算が余り、3月補正を行いました。

質疑 余った予算は、日本語指導時間を増やすなど、有効に活用できないか。

答弁 日本語指導時間を増やすことに抵抗のある受講者がいますし、何より、日本語指導の時間を増やしたいと委託先であるNPO法人に要請したとしても、NPO法人では日本語指導員の人手不足に悩んでいるところでもあり、希望の日本語指導員を継続して派遣してもらえるかという課題があります。なお、今年度には、一旦日本語指導を修了した児童生徒でも、学校で経過観察するうちに、日本語の困り感を抱えていることが判明した児童生徒には、再度、日本語指導を始めるなど、柔軟な対応をしているところです。

質疑 新入学児童用帽子は、町が購入して配布しているが、中学生用のビブスやタスキはPTAで用意している。PTA運営も厳しくなっている状況であるため、ビブスとタスキについても、町で購入できないか。

答弁 昨年度までは、新入学児童には企業から傘をいただいていたので、配布していましたが、今年度からは、傘の配布もなくなっていました。ビブスとタスキについては、今後購入できないか検討していきます。

質疑 ヘルメットについては学校指定ではなく、各自で選べるようにしてはど

うか。

答弁 ヘルメットについては、校長会等で、各自で選択できるようにならないか、検討したいと考えています。

質疑 奨学金の未返済が10人中5人と多いが、理由は何か。

答弁 返還対象者が県外に転出しており、なかなか連絡が取れないケースが発生しています。保護者へのアプローチを試みても、反応が得られない場合が多いです。さらに、保護者から返還猶予の申し出があり、手続きをご案内しても、その後連絡が取れなくなってしまったケースもあります。

質疑 奨学金の規則改正において、連帯保証人に関する規定を盛り込んだため、申請のハードルが高くなっているのではないか。

答弁 これまでは、返済が始まるタイミングで連帯保証人を立ててもらっていましたが、規則改正により、貸付時において、連帯保証人を立ててもらうように変更しました。この改正は、貸付時から連帯保証人を立てることで、より確実な返済に繋げていくことを目的としています。

質疑 日本学生支援機構では、奨学金の利息の軽減などを行っている一方で、大津町の奨学金はハードルを高めている印象。ゆくゆくは日本学生支援機構の奨学金に移行したいということで、規則改正をしたのではないか。

答弁 そのような趣旨はございません。返還金の収納率をあげるために規則改正しました。

質疑 就学援助について、誤認定があったとの説明があったが、理由は何か。

答弁 2件の就学援助費の返還が発生しました。1件目は、同一世帯全員の収入状況で就学援助の認定審査を行うべきところ、同一世帯であった祖父母の収入を計上していなかったことに起因して、返還金が生じたものです。2件目は、大津町の叔母が誤って同居する甥の分を申請してしまったため、返還金が生じました。本来は、父母である保護者が申請すべきでしたが、父母は菊陽町在住であったため、就学援助費申請の対象者ではありませんでした。いずれの件も、保護者には直接経緯を説明し、ご返還いただ

いています。

質疑 1 件目については、事務的なミスである。内部統制にはあげたのか。再発防止するように。

答弁 内部統制に報告しています。再発防止に努めます。

（ 教育部 学校教育課 学校給食センター ）

質疑 学校給食費委託金として歳入に計上しているのは、県立大津支援学校のみなのか。

答弁 県立大津支援学校については、大津町学校給食センターから給食を提供しており、その給食の提供に係る経費について、県から委託金として歳入を受け入れています。委託金の算定につきましては、センターの年間施設運営費を基に、全体の提供食数に占める県立大津支援学校への提供食数の割合を乗じて算出しています。一方、町立の小・中学校及び幼稚園については、町が設置・運営する施設であるため、給食の提供に係る経費を委託金として歳入に計上するものではありません。

質疑 給食センターは、何人体制で、何食の給食を調理しているのか。

答弁 給食センターの会計年度任用職員の調理員及び調理補助員数は、昨年度末時点で 22 名となっており、他の自治体と比較しても、少ない人員で調理を行っている状況です。職員の募集についても継続して行っていますが、応募者が少なく、人員確保が難しい状況にあることから、人材派遣業者の職員 2 名を配置して補っています。このような体制の中で、1 日約 4,200 食の給食を調理・提供している状況です。

質疑 調理員一人一人が調理業務全般に対応できるよう、担当業務を定期的に入れ替えるなど、ローテーションによる人員配置の工夫を行っているのか。

答弁 限られた人員の中でも円滑に調理業務を行えるよう、調理員のローテーションを行い、特定の職員に負担が偏ることを防ぐとともに、調理員が幅広く業務を経験できるよう体制づくりに努めています。

質疑 給食センターの建物現況調査業務委託の内容及び結果はどうであったか。

答弁 給食センターの建物現況調査業務委託により、建屋の外壁、内壁、床などの建築部分に加え、構造、電気設備、機械設備、厨房機器の現状について調査を実施しました。その結果、建築から 36 年が経過しており、経年による一定の劣化は認められたものの、著しい損傷は確認されませんでした。また、躯体部分の鉄骨やコンクリート強度についても大きな問題はなく、構造的には概ね健全な状態であるとの評価を受けています。

質疑 調査の結果、構造的に概ね健全であったとしても、それを理由に現在の給食センターをそのまま使い続けるだけでよいのか。今後の施設の在り方を検討する必要があるのではないか。

答弁 現在の給食センターは、空調設備や作業スペースなど、改善すべき課題があると認識しています。特に、より効率的に空調が機能する環境や、十分な作業スペースを確保することで、調理員の負担軽減や作業効率の向上につながるものと考えています。新たな給食センターの整備については、施設の規模や必要な機能、配送効率を考慮した立地場所の選択など、さまざまな課題がありますので、これらを整理しながら、今後の施設の在り方について検討していきたいと考えています。

意見 給食センターの今後の整備については、単に建物の劣化状況だけを判断基準とするのではなく、HACCP（ハサップ）などの食品衛生上の基準に適切に対応できる施設・設備であること、また、労働安全衛生法の観点から、調理員が安全かつ安心して働くことのできる作業環境を確保することを重視して検討を早急に進めてもらいたい。

質疑 学校給食費の公会計化について、現在どの程度まで検討が進んでいるのか。

答弁 本年度から、文部科学省の「学校給食費公会計化等伴走支援事業」に採択され、現在、公会計化に向けた協議・検討を進めているところです。伴走支援を受ける中で、具体的な課題の洗い出しが進んでおり、例えば、給食費管理システムの改修において、喫食管理やアレルギー管理をどこまでシステム上で行うのか、また、中学校給食費を無償化した場合においても、幼稚園児や教職員の給食費徴収をどのように行うのかといった課題があ

ります。他にも、私会計の未納分に対する債権の取り扱い、給食物資の調達方法の見直しや関係者への周知、例規の整備、保護者への制度周知など、整理・検討すべき事項が多岐にわたっている状況です。現在、担当レベルで一つ一つ課題を整理し、協議を進めていますが、これらを踏まえると、現時点では令和9年度当初から公会計化を開始することは、非常に厳しい状況であると認識しています。

質疑 学校給食費の公会計化については、文部科学省からガイドラインも示されていることから、課題を洗い出すことにとどまらず、それらの課題をどのように解決し、公会計化を実現していくのかという視点で検討を進めるべきではないか。また、小学校給食費の無償化により、私会計が取り扱う給食費補助金が億単位となることを考えると、これだけの金額を現行の仕組みで預かり続けることが適切なのかという観点からも、公会計化を進めていく必要があるのではないか。

答弁 町としましては、現行の私会計をこのまま継続していくという考えではなく、公会計化に向けて、必要となる課題を一つ一つ整理し、十分に検討した上で導入を進める必要があると考えています。特に、課題を十分に整理しないまま、安易に公会計化を導入した場合、導入後に新たな問題が生じることも想定されます。また、公会計化の業務を担う職員のマンパワーの確保についても、大きな課題の一つであると認識していますが、先送りするということではなく、可能な限り早期の導入を目指し、課題の整理と解決に向けた取組を進めていきます。

なお、近隣の合志市においては、公会計化に向けて4名程度の体制で準備を進めている中でも、給食物資の購入に係る入札方法などに課題が生じており、現在のところ令和11年度からの公会計化を目指しているとの情報も得ています。先行自治体の状況も参考にしながら、本町においても必要な体制や課題を整理し、早期導入に向けて着実に取り組んでいきます。

意見 マンパワー不足が課題であることは理解するが、先行自治体では既に解決している事例もあることから、そうした取組を参考に、本町でも対応策を検討すべきである。

質疑 現在の給食について、品数が少ない、内容をより充実してほしいとの声も聞かれているが、こうした声に対してどのように対応しているのか。

答弁 現在は、限られた調理員や作業スペースの中で、常時おかずの品数を増やすことは難しい状況です。そのため、運動会の振替休日など、年間行事により給食数が一斉に減る日を活用し、調理工程に余裕が生じる日におかずを3品に増やす取組などを行っています。

（ 教育部 教育施設課 ）

質疑 使用料及び賃借料の不用額は、こういった内容なのか。

答弁 小中学校手洗い場借上料に、翌年度に利用しない場合に備えた撤去費が含まれています。今回は撤去を行わなかったため、撤去費分が不要となりました。年度末に撤去するかを判断するため、年度途中で減額補正することができませんでした。

質疑 大津小火災受信機等改修工事は、事前に故障の予兆等はなかったのか。

答弁 消防設備点検委託において、年2回の調査を実施しておりますが、故障の兆候はありませんでした。基盤が故障し、古い機器であることから修繕対応が不可能であったため、機器の交換となりました。

質疑 雷探知器については、どの様に運用しているのか。マニュアルはあるのか。

答弁 児童生徒の安全確保のため、雷探知器の活用についてマニュアルを作成し、各学校に周知しています。

質疑 樹木等粉碎処理手数料は、どのような内容なのか。また、大きな樹木を学校で伐採するのか。

答弁 学校で剪定した枝や草を処分するための費用です。大きな樹木の伐採については、業務委託で実施しています。

質疑 電子黒板については、必要数を満たしているのか。

答弁 主要な教室については、配置していますが、多目的室等では、配置できていない学校もあります。5年のリース期間が満了し、無償譲渡を受けた電子黒板を活用し、配置数を増やしています。

質疑 5年使用した電子黒板は、問題なく利用できるのか。

答弁 電子黒板に付属しているパソコンを更新することで、問題なく使用できています。

（ 教育部 生涯学習課 ）

質疑 決算書に「野外作業員の手数料及び労災保険料」があるが、野外作業員はどのような雇用・契約形態なのか。

答弁 野外作業員につきましては作業員賃金として個人に支払っています。

質疑 賃金で支払っているのであれば、租税公課が発生するのではないか。

答弁 近隣の町村も同様の試掘作業員への支払いがあるかと思しますので、支払い方法などを確認し、租税公課等を整理したうえで、新年度予算で対応します。

意見 雇用に関することなので、きちんと確認をお願いしたい。

質疑 野外活動等研修センターに係る水道工事の繰越明許費 62 万円とあるが、6月の繰越明許の一覧表では 87 万円になっている。その違いは何か。

答弁 野外活動等研修センターの繰越明許費については、工事請負費と手数料の合計が一覧表の金額となっています。62 万円の工事請負費と 25 万円の水道企業団への負担金を合わせて、繰越明許の一覧表には掲載しています。

質疑 文化財のデジタルアーカイブについて、現在どの程度進んでいるのか。

答弁 現在、文化財のホームページに文化財一覧を掲載する作業を進めていますが、地図情報（GIS）との連携やデジタルアーカイブの本格的な構築については、まだ十分に進んでいない状況です。

質疑 文化財のデジタルアーカイブの運用はいつになるか。

答弁 学芸員が令和 8 年 7 月末で退職し、現在は学芸員不在の状況となっています。埋蔵文化財の開発対応等についても県に支援を依頼しながら対応

しているため、現体制ではデジタルアーカイブをいつまでに構築できるか、明確に示すことが困難な状況です。今後も常勤職員や会計年度任用職員としての学芸員確保について人事部門と連携し、人材確保を優先した上で、デジタルアーカイブに取り組んでいきます。

質疑 生涯学習情報誌を町の広報誌と統合したことについて、町民から意見や苦情は寄せられているか。

答弁 現在のところ、生涯学習課の窓口や電話等では、特段の意見や苦情は寄せられていません。

質疑 生涯学習センターのエレベーターが故障しているが、状況の説明をお願いしたい。

答弁 エレベーターの下部に水が溜まり故障する可能性が高いため、現在、使用を中止しています。又、管理委託業者からも、いつ止まってもおかしくない状態であるとの報告を受けています。修理については、高額な費用が掛かりますので、リニューアル計画の際に対応したいと考えています。また、現在利用される方への対応については、福祉用リフトの取り付けを検討しています。

質疑 エレベーターの利用者はどのくらいいるのか。

答弁 講座関係で2名の方が利用されています。そのうち1名の方が参加する講座は開催場所をオックスプラザに移しており、現在は実質1名の方が利用ができず困られている状況です。

質疑 リモートロック使用料の件でオンライン決裁に移行しているが、それに伴うハードの使用料が99万円から66万円に減少したのは、ハードが減少したためか。

答弁 減少理由は、当初、体育施設を含めて予算を計上していましたが、体育施設での使用が難しかったため、33万円減額しています。

質疑 施設使用料は前納することになっているが、収入未済額が出ているのはなぜか。

答弁 文化ホール使用料は、オペレーター料や当日の使用機材により使用料が確定するため、利用後に請求しています。今後は、ホールの使用料は前納を基本とし、オペレーター料等の事業終了後でしか判明しないものにつきましては、利用後速やかに請求していきたいと考えています。

質疑 施設利用者から使用料が支払われなかった理由は何か。

答弁 11 月に使用された団体で、使用後に使用料の納付書を送付して支払いをお願いしていましたが、当初連絡がとれず、その後連絡が取れた際にも、お金の用意ができないということで出納閉鎖までに間に合いませんでした。なお、当該使用料は過年度分として 7 月に完納されています。

質疑 公民館講座参加負担金があるが、何名の参加者があったのか。

答弁 令和 7 年度の参加人数は 3,433 人、講座数は全部で 98 講座開催しています。

質疑 生涯学習施設駐車場等貸付料について再度説明してほしい。

答弁 生涯学習センターの図書室を貸し付けている「クラブおおづ」への土地貸付料について、調定の起票漏れが 1 件ありました。

質疑 金額はいくらか。

答弁 年間 72,000 円です。

質疑 年間 72,000 円は妥当な金額なのか。

答弁 昨年も金額の妥当性について指摘を受けましたが、クラブおおづとの協議には至っていません。

質疑 地方自治法 96 条では、適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けるときは議会の議決が必要となっているが、私は議決をした覚えはない。請求もしていないとは、おかしいのではないか。

答弁 令和 7 年 3 月に行政財産使用許可申請書が提出され、同月には許可の準

備ができており、本来であれば4月1日に調定を起票し請求すべきところが漏れていました。令和7年度決算の内容について改めて詳細な確認を行っていたところ、調定起票が漏れていたことが分かりました。

質疑 調定を起票していないのが分かったのはいつか。

答弁 8月末です。

質疑 監査委員には報告したのか。

答弁 監査委員会への報告は、まだしていません。

質疑 内部統制にも上がっていないのか。

答弁 上がっていません。

質疑 72,000円で貸し付けていることに対し、今後どのような対応を行うのか。

答弁 金額については周辺の相場価格を確認し、妥当な金額での貸し付けについてクラブおおづと協議できればと考えています。

意見 委員会で報告するときは、今後の対策を整理し報告をお願いする。

質疑 移動図書館はどのように運行されているか。

答弁 移動図書館は毎週火曜日と木曜日に運行しています。子ども向きには幼稚園、保育園、小学校、大人向きには高齢者施設、地域に2か所、合計22か所に巡回しています。

質疑 図書備品の予算1,000万円でどのように資料を購入し、更新しているか。

答弁 一般図書、リクエスト図書、DVD、CDを約4,500点購入しました。また、情報が古くなった資料等を約5,500点除籍しています。図書館では現在約20万冊を収容していますが、キャパシティを超過している状態ですので、令和6年度に除籍基準を見直しました。公共図書館には、利用者に新鮮な情報を届ける重要な役割があります。新しい除籍基準に従い、必要

な資料については保存するとともに、適切に資料更新を進めてまいります。

質疑 A I 関連の図書の受け入れ状況はどうか。

答弁 A I 関連の図書に対する利用者の需要は高いです。出版数もかなり増加していますので、出版情報を確認し、利用者動向も踏まえて適切に受け入れをしていきます。

質疑 図書館空調のガス漏れ点検で予備費から充用しているが、通常の保守点検の範囲内でできなかったのか。

答弁 図書館の空調機に不調が発生し、保守業務以外に詳細な点検が必要になったため、まずは手数料に予備費を充用して調査を行いました。その後ガス漏れが原因と確定しましたので、補充ガス分を光熱水費から消耗品費に節内で流用、施工手間を工事請負費の執行残額から修繕料に目内で流用し、対応させていただきました。

質疑 菊池地域 2 市 2 町での電子図書館の利用状況はどうか。

答弁 きくち圏域電子図書館は平成 30 年度に菊池市から始まり、令和 2 年度に大津町、令和 5 年度に菊陽町、令和 6 年度に合志市が参入し、2 市 2 町での運営となりました。コンテンツ数は約 13,000 点です。利用状況は、全市町の貸出冊数 12,198 冊のうち大津町が 8,695 冊、全市町の閲覧冊数 43,437 冊のうち大津町が 30,870 冊で、多くの町民に利用いただいています。

質疑 大津町の電子図書館利用が多いのはなぜか。

答弁 令和 5 年度からは大津小学校、令和 7 年度からは室小学校で一括登録をしていただき、教育活動の短い空き時間等で活用していただいている効果と考えます。より広く普及するように進めてまいります。

質疑 指定管理制度導入から今年度で 4 年目となる。来年度に再選定となるため、別の機会を設け状況報告をお願いできるか。

答弁 現在、内部検証を開始しています。整理ができ次第、説明の場を設けたいと考えています。

質疑 近年、様々な場で「体育」から「スポーツ」に呼び方が変わってきている。体育とスポーツでは少し性質が変わってくる。町として「体育」から「スポーツ」へ移行していく考えはあるのか。

答弁 第7次振興総合計画においても「スポーツ」という表現を使用しており、今後はスポーツへの移行を視野に入れています。

討論（反対） 生涯学習センター駐車場等貸付料に関してだが、地方自治法第96条1項6号には「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」とあり、本来であれば議会に提出して議決を得るべき案件である。以前の議論において改善を行うと説明されていたにも関わらず何も進展していないことに加え、令和7年度については請求を行わず支払いも受けていなかったことは「重大な過誤」である。以上の理由で私は認定すべきものではないとして反対する。

採決 賛成多数で可決

少数意見の留保を求める。

再度、委員会 開催（9月17日）

（ 教育部部 生涯学習課公民館 ）

質疑 9月8日の委員会審議の反対討論であった地方自治法第96条第1項第6号の議決を得るべき案件については、該当しないということでよいか。

答弁 議決は必要ないと考えています。
（今回の件は、財産の貸付ではなく、行政財産の使用許可としており、大津町行政財産使用料徴収条例に基づき算定しているため、議決は必要ありません。）

意見 行政財産使用許可であれば議決はいらないというのは形式的には納得で

きるが、実態はどうかというのが問題である。10 年以上に渡って、行政財産を占有的に使用している。しかも事業の内容は、その場所でやらなければならないというわけでもない。体育館であれば分からなくもない。使用許可というのが実態は貸付である。それが本当に正しいのか、今後考えなおさなければならないと考える。また、今後、近隣自治体を参考すると言っていたが、そもそも行政財産の使用許可なら近隣を参考とする必要はないと考える。

質疑 建物使用料月 3 千円の根拠は何か。

答弁 研修室の使用料 200 円を 1 日 8 時間、月 20 日使用するとして算出した額に 10 分の 1 の減額補正をかけて算出しています。

質疑 減免は行政財産使用料徴収条例の 5 条の第 2 号に当たるのか。

答弁 第 4 号の町長が特に必要と認めるときとしています。

質疑 それについて町長は認識しているということか。

答弁 起案書で町長の決裁をいただいています。

質疑 起案書には「減免します」という文言はどこに書いてあるか。

答弁 ご指摘を受けましたように起案には算出した使用料、減免額、減免後の使用料を記載しておりません。今後は改善を行い、減免についての記載したうえで意思決定をしていきます。

質疑 起案書に減免の規定が書いていないのに、町長が減免を認めたというのはおかしくないか。

答弁 使用料について「減免額」の表記がないことは、指摘事項として重く受け止めており、改善を図ります。

質疑 そもそも特定の団体が生涯学習センターに移転した経緯は何か。

答弁 元々は大津町運動公園にありました。熊本地震で使用できなくなったた

め、当時の執行部から場所を移ってほしいということで、旧図書室が使用できる状況だったため、現在の場所に移転しています。

その際、使用料が無料ではいけないという議論があったものと推測されます。そのため、電気代を月 3 千円、使用料については 200 円×8 時間×20 日間×12 ヶ月とし、町の都合により移転していただくことに配慮する形で 10 分の 1 の減額補正をかけ、3 千円と算出していたところです。

ただし、そこから 10 年が経過しています。途中、料金について、指定管理を受託するとき等に、そのあたりの議論が十分に尽くされていなかったのではないかと考えています。

今回指摘を受け、しっかりと周辺の状況も見ながら最適解を探っていき、特定の団体ともしっかりと話をしていかなければならないと考えています。

意見 資料にあるように、合志市や菊陽町など多くのところが使用料は無料となっている。そういったところも鑑みながら、特定の団体の使用料については考えていかなければならない。また、本来のように体育施設に戻ることが筋だと思う。

意見 特定の団体には、町がお願いしてできた団体である。特定の団体のおかげで、教員の働き方が行われているところもある。使用料のことだけが先走って議論になっているように感じるが、団体の歴史や経緯あたりをきちんと認識しながら進めていくべきだと思う。

意見 NPO の事務所であり、事業を実施する場所ではない。事務所として使用する場合は公益性と線を引いて考えるべきである。商工会や社協、シルバー人材センターも公益性がある。そういうところが使用願を出せば貸し出すのか。そうなれば、複数の団体が競合する形になる。そこまで考えると、使用許可としては異常な形態である。この形態を改めて、貸付契約としてやっていくことが正しいやりかたである。公益性のある事業をやるための事務を行う場所として貸し付けるのであれば理解できるが、経営のための事務を行う場所ということであれば、それは違うと考える。

質疑 商工会への貸付料と金額が違いすぎるという意見があった。
これについても、町民に納得のいく説明が必要と考えるがいかがか。

答弁 商工会は商工業者を中心とした事業を展開されているが、特定の団体は

町民全体を対象としているということで、商工会との単純な比較は難しいと考えます。ただ、商工会は商品券販売の受託等では当然に町民全体に関わっておられます。ご指摘の点については、町全体で考える必要があると考えますので、総務部局とも協議しながら考えていきたいと思っています。

意見 他の団体との公平性について、町民や議会が納得できるような説明がほしい。

質疑 令和8年3月の委員会で、金額については見直していくということだったが、なぜ今になって見直さないと言っているのか。

答弁 結論はまだ出せておりません。ただし、令和10年度から生涯学習センターの改修工事が始まりますが、特定の団体から令和9年度も使用したいと申請があれば、町として行政財産として使用しない部分については、令和9年度までは使用について考えなければならないと思います。

質疑 団体へ確認したのか。

答弁 そのようなご意向と聞いています。10年前、町からの依頼で来ていただいたのに、町から出て行ってくれとは言えないと思います。適正な判断をしていかなければならないと思いますが、特定の団体に寄り添う姿勢は必要だと思います。

質疑 一つ一つの線引きを行っていなかったのがおかしく、その積み重ねが今の形になっている。地震後の改修が終わったときに、なぜ戻ってくださいと言わなかったのか。また、ここを使っていいいですよと始めたときに、これは良い、これはだめ、という線引きができておらず曖昧のままにしている。そこをきちんとやっていかなければ、相手との適正な距離は保てない。NPOは自ら経営を成り立たせる努力をしなければならない。町から受託している仕事もある。受託した仕事の中で、事務所を構えるお金を作れば良いではないか。そのような経営ができるような受託費用を付けなければならない。この本筋をやらずに、ずっと使用許可の形で経営を支援してきたのはおかしいと思う。

答弁 学童スポーツクラブ委託の設計書を確認しましたが、人件費等の実費のみで計算していました。現在は一般管理費を入れていない状態でしたの

で、今ご指摘いただ内容を参考にしながら、全体的なパッケージとして考えていきたいと思います。

質疑 ここで教育委員会の考えを言っても、特定の団体の考えは違うかもしれない。きちんと特定の団体と話をして、文教厚生常任委員会で出た話も伝え、今後の在り方を協議して筋道を立てていくべきではないか。

答弁 筋道を立てて考えていくべきだとは思いますが、今後はしっかり見つめていきたい。

質疑 行政財産使用許可として今後も継続して良いと思うか。

答弁 現時点では、行政財産使用許可で良いと思いますが、県の市町村課にも確認をし、今後はさらに深掘りして検討を行っていく考えです。

質疑 陸上競技場に事務所があった当時は使用料をもらっていたのか。

答弁 確認のうえ報告します。

**認定第2号 件名 令和7年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について**

（ 健康福祉部 健康保険課 ）

質疑 鍼灸施術補助は、利用できる施術所に要件はあるのか。また、どれくらいの利用があるのか。

答弁 施術所の要件は規則で定めており、要件を満たす施術所であれば、申請により新たに対象施術所として認定することとなります。現在の対象施術所は6か所あります。

補助は1回当たり1千円で、一人当たり年間30回まで利用できます。
令和7年度の利用実績は288件で、補助総額は28万8千円です。

質疑 歳入の款1項1目1一般被保険者国民健康保険税、備考欄記載の過年度調定減は、どのような場合に発生するのか。

答弁 修正申告により過年度分の所得が減額となった場合に該当します。その他にも、国民健康保険から脱退するには申請手続きが必要ですが、脱退申請が漏れ、過去に遡って脱退の手続きを行った場合には、保険税も遡って減額となるため、過年度調定減が発生します。

討論 （反対討論）

保険税の滞納繰越分の収入未済率は80%後半であり、被保険者数からすると90人程度が滞納している状況である。滞納率が高い状況は、町民の負担が増加していることとなり、負担軽減を求めるため反対する。

採決 賛成多数で可決

認定第4号 件名 令和7年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

（ 健康福祉部 介護保険課 ）

質疑 食の自立支援事業の廃止について、廃止に至った経緯と、廃止後に利用者の自己負担がどの程度増加するのか。

答弁 本事業は、栄養改善に加え、一人暮らし高齢者等の見守りを目的として実施しているものです。利用者全員の状況を確認したところ、他の方法による見守りが行われており、また、民間の配食事業者も増えていることから、民間サービス等への移行が可能ではないかと考え、事業廃止の検討を開始しました。現在、利用者一人ひとりに今後の支援方法について聞き取りを行い、民間配食サービスへの移行や緊急通報装置の活用等を含めて対応を行っており、9月末での事業廃止を予定しています。なお、本事業では、1食当たりのコストが約1,800円程度となっており、そのうち400円を本人に負担していただいています。民間の配食サービスへ移行した場合は、400円を超える部分が利用者の自己負担の増加となります。

質疑 物価高騰の中で利用者の負担が増えることへの不安の声もあるため、負担軽減のための補助等を検討できないか。

答弁 現在、廃止に向けて、利用者の方を複数回訪問し、今後の支援方法について聞き取りを行っております。その中で寄せられる利用者の方の意見や不安等を整理し、新たな支援策を事業化する必要がないか検討してまいります。

質疑 大津町介護保険特別会計歳入歳出決算書の12ページの滞納繰越分の不能欠損について、介護保険料の時効は2年だと思うが、督促による時効の更新はないのか。また、今回、不能欠損となった方については、督促はしていなかったのか。

答弁 督促により時効を更新する制度はあります。督促状は発送しており、納付月の翌月20日前後に発送しております。ただし、2回目の督促は行っておらず、その後は催告書を発送しております。他にも、支払いがない方に対しては、手紙や電話による督促を行っており、生活が困難な場合には、他の福祉サービスを紹介するなどの支援も行っております。

質疑 不能欠損となった場合、本人には具体的にどのようなペナルティがあるのか。

答弁 介護保険料が不納欠損となった場合、介護サービスを利用する際に、通常1割負担で利用できるところ、一定期間、3割負担となるなどの給付制限があります。3割負担となる期間は、不納欠損となった額に応じて変わり

ます。本来1割負担で済むところを3割負担としていただくことで、実質的に不納欠損となった保険料相当額を自己負担していただく仕組みとなっています。

質疑 給付制限による利用者の負担増という不利益がある一方で、保険料が不納欠損となることで保険者の収入が減少するため、結果として保険者にとってマイナスにならないのか。

答弁 不納欠損となった保険料相当額を、給付制限による自己負担の増加分で補うことができるような計算方法となっています。そのため、担当課としましても、給付制限により利用者の負担が増加しないよう、生活状況等を確認しながら、できる限り保険料を納付していただけるよう、納付の案内や相談対応を行っています。

意見 介護保険料が時効とならないよう適切に督促を行い、納付につなげる取組をお願いしたい。

質疑 滞納をしている人はどのくらいいるのか。

答弁 現年度分の収入未済額 3,255,380 円については、74 名分です。滞納繰越分については、不能欠損額が 72 名分、収入未済額が 70 名程度の方の分となっており、これらは同じ方が重複している場合が多い状況です。

質疑 保険料が支払えない場合に、保証人はいないのか

答弁 介護保険法上では、配偶者が連帯債務を負うこととなっています。

質疑 今後の介護保険特別会計の見通しについて、2040 年頃までは高齢者の増加に伴い厳しい状況が続くと思うが、その後はある程度余裕が出てくるのか。

答弁 今後、75 歳から 84 歳の人口が令和 9 年から 11 年頃にかけて大きく増加することが見込まれており、介護認定を受ける方が多い年齢層であることから、特に第 10 期及び第 11 期の計画期間において、介護給付費の伸びが予想されます。また、85 歳以上の人口についても引き続き増加する見込みであることから、2040 年頃までは給付費が増加していくことが見

込まれます。2040 年以降については、現時点の推計では見通すことが困難です。今後の給付費が減少し、財政的に余裕が生じるかについては、現時点ではお答えできない状況です。

討論（反対討論）

保険料を滞納している方たちの生活が改善されないまま、今後も支払いを継続していかなければならない状況を是正するため、国庫負担金による対応を求める。

採決 賛成多数で可決

認定第 5 号 件名 令和 7 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

（ 健康福祉部 健康保険課 ）

質疑 子ども・子育て支援事業費補助金の事業内容はどのようなものか。

答弁 令和 8 年度から開始された子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修に係るものです。

質疑 75 歳以上の被保険者が負担する金額は、歳入の保険料 4 億 1,693 万円が該当するのか。

答弁 ご質問のとおり、被保険者の負担は、歳入の後期高齢者医療保険料が該当します。

討論（反対討論）

後期高齢者医療制度は、国民健康保険から分離した制度であるが、国民健康保険からの支援金があるとはいえ、医療費が高額となる中で、後期高齢者同士が支え合う状況となっているため反対する。

（賛成討論）

後期高齢者医療制度は、熊本県の広域連合で対応されており、国を含めた

様々な方面からの支援がある。後期高齢者の負担を町の決算状況だけで判断できるものではないため賛成する。

採決 賛成多数で可決